

公益社団法人日本雪氷学会 支部規程(案)

(名称)

第1条 支部は、公益社団法人日本雪氷学会定款第2条に基づき、定款施行細則第25条に定められた地に設置されたもので、それぞれ北海道支部、東北支部、北信越支部、関東・中部・西日本支部と称する。

(規程の策定)

第2条 支部は、定款第3条に定められたこの法人の目的を達成するため、定款施行細則第29条に基づき、支部の運営に必要な規程を定める。

2 本規程の施行に必要な事項は、各支部の実状を鑑み、別に定めることとする。

(事業)

第3条 支部は、定款第3条に定められたこの法人の目的を達成するため、各地区において定款施行細則第26条に定められた事業を行う。

(会員)

第4条 支部の会員は、それぞれの地区に在住する雪氷学会の会員とする。地区が異なる都道府県に在住する会員であっても、所属することを希望する支部がある場合は、重複所属することを妨げない。

(役員)

第5条 支部には次の役員を置く。

支部長 1名

支部理事 若干名

(支部長の選出)

第6条 支部長は、定款施行細則第28条に定めるように、定款第20条に定める理事の中から理事会において選出する。

2 支部長は必要に応じて支部理事の中から副支部長を委嘱することができる。

(支部理事の選出)

第7条 支部理事は、支部総会において支部会員の中から選任し、定款第27条に定める理事会に報告する。

(支部理事の職務)

第8条 支部長は、支部を代表し、会務を総理する。

2 支部長に事故あるとき、または欠けたとき、副支部長またはあらかじめ支部長が指名した支部理事が、支部長の職を代行する。

3 支部理事は、支部長を補佐するとともに、支部会務の執行にあたる。

(支部理事会)

第9条 支部理事会は、支部長及び支部理事で構成され、支部会務執行に必要な協議を行う。

2 支部理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する支部理事を除く支部理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。但し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、支部理事会の決議があったものとみなす。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。その他は定款第24条の定めるところによる。

(顧問)

第11条 支部に顧問を置くことができる。

(支部総会)

第12条 支部は、毎年1回、定時支部総会を開くほか、必要に応じ臨時総会を開く。

2 議長は出席者の互選とする。

(議事録)

第13条 支部総会及び支部理事会の議事録は議長が作成し、定款第2条に定める事務所に備えておかななくてはならない。

2 支部会員はこれら議事録を事務所に於いて随時閲覧することができる。

3 支部理事会の議事録は支部理事全員に通知する。

附則

1 本規約は公益社団法人日本雪氷学会の設立登記の日より施行する。

2 公益社団法人日本雪氷学会の設立登記の日の支部役員は以下のとおりとする。

支部長

北海道支部 高橋修平

東北支部 阿部 修

北信越支部 鈴木啓助

関東・中部・西日本支部 西尾文彦

支部理事

北海道支部 金田安弘, 白岩孝行, 高橋修平, 高橋尚人, 永田泰浩, 丹治和博, 内田 努, 的場澄人, 齋藤佳彦, 千葉隆弘, 舘山一孝, 細川和彦, 久保雅弘, 伊東敏幸, 大鐘卓哉, 高橋章弘, 山野井克己, 井上 聡, 苫米地司, 古川義純

東北支部 赤田尚史, 阿部 修, 石田祐宣, 井良沢道也, 梅村 順, 小杉健二, 鈴木利孝, 照井 繁, 沼野夏生, 根本征樹, 野口正二, 原田鉦一郎, 本谷 研, 山谷 睦, 横山孝男

北信越支部 飯田 肇, 和泉 薫, 上石 勲, 上村靖司, 河島克久, 熊倉俊郎, 小南靖弘, 佐藤 威, 鈴木啓助, 高田英治, 竹井 巖, 竹内由香里, 中井専人, 長峰 聡, 野呂智之, 前田博司, 宮崎伸夫, 山田忠幸, 山口 悟

関東・中部・西日本支部 上野健一, 太田岳史, 鎌田 慈, 川嶋高志, 佐藤 昇, 内藤 望, 中澤文男, 中村和樹, 成田秀明, 西尾文彦, 藤田秀二, 宮崎真一, 雪野昭寛, 吉松唯史, 渡辺晋生

支部監事

北海道支部 小林利章, 藤井雅晴

東北支部 堀井雅史, 柳澤文孝

北信越支部 遠藤八十一, 佐藤和秀

関東・中部・西日本支部 竹中修平, 隅谷大作

公益社団法人日本雪氷学会北海道支部 支部規程施行内規（案）

（名称）

第1条 本支部は、公益社団法人日本雪氷学会北海道支部と称する。

（事業）

第2条 本支部は、公益社団法人日本雪氷学会定款第3条に定めたこの法人の目的達成に必要な次の事項を行う。

- (1) 雪氷及び寒冷に関する調査・研究。
- (2) 雪氷及び寒冷に関する研究会、講演会、展示会などの開催。
- (3) 支部会誌その他資料の刊行。
- (4) 本部理事会が委嘱又は承認した事項。
- (5) その他この法人の目的達成に必要な事項。

（会員）

第3条 本支部の会員は、北海道に在住する公益社団法人日本雪氷学会の会員とする。また、他支部に所属する会員であっても、本支部に所属することを希望する場合は、重複所属することを妨げない。

（役員）

第4条 本支部に次の役員をおく。

支部長	1名
副支部長	若干名
支部理事	若干名
支部監事	2名

（支部長の選出）

第5条 支部長は、支部からの推薦に基づき、定款施行細則第28条により、定款第20条に定める理事の中から理事会において選出する。

（役員を選出）

第6条 副支部長、支部理事および支部監事は支部総会において、支部会員の中から選任する。

（役員職務）

第7条 支部長は本支部を代表しその会務を総理する。

第8条 副支部長は支部長に事故ある場合、その職務を代行する。

第9条 支部理事会は、支部長、副支部長、支部理事で構成され、支部会務執行に必要な協議、支部事業の企画、会計ならびにその他の会務を行う。

- 2 支部理事会は、文書審議理事会をもって代えることができる。
- 3 支部理事会は支部長が招集し、議長は支部長とする。
- 4 支部理事会は、支部理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。但し、他の出席理事に表決を委任した者及び書面にて議決に参加した者は出席者とみなす。
- 5 議事録は本規定第14条に定めるところによる。

第10条 支部監事は支部の事業ならびに会計を監査する。

（役員任期）

第11条 支部長は本部理事会で決まり、任期を2年、再任は1回に限り可能とする。支部長を除く役員任期は2年とし、再任は1年単位で2年までとする。その他は定款第24条の定めるところによる。

（顧問、評議員）

第12条 本支部に顧問および評議員を置くことができる。

- 2 顧問および評議員は支部理事会の議決を経て支部長がこれを委嘱する。顧問および評議員は本支部の発展に寄与するものとする。
- 3 評議員および顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第13条 本支部は毎年1回定時総会を開くほか必要に応じ臨時総会を開く。

- 2 議長は出席者の互選とする。
- 3 総会においては下記事項の承認を受けなければならない。
 - (1) 会務ならびに会計の報告
 - (2) 新年度の事業計画
 - (3) 役員決定
 - (4) 施行内規の変更
 - (5) その他重要な事項
- 4 議事録は本規定14条に定めるところによる。

(議事録)

第14条 支部理事会及び支部総会の議事録は議長が作成し、速やかに支部ホームページに掲示し、支部会員の閲覧に供さなくてはならない。

(資産及び会計)

第15条 本支部の資産は次の通りとし、支部長がこれを管理する。

1. 本部からの交付金
 2. 寄付金
 3. その他
- 2 本支部の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

本内規は平成25年5月17日より施行する。